

児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門 委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 16 条の 2 の規定に基づき児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、専門的な知識経験を有する者の知見を活用し、定期的な検証及び評価を行うため、こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会の下に「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、学識者、児童の保護に取り組む団体等の関係者を中心に検討中。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会には、オブザーバーとして内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省その他の関係府省庁が参加することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、こども家庭庁支援局家庭福祉課において処理する。

3. 検討事項

- (1) 児童買春、児童ポルノ被害児童に関する保護施策の実施状況等の定期的な検証及び評価を行うこと
- (2) (1) の検証及び評価の結果を勘案し、必要があるときは、被害児童の保護施策の在り方について内閣総理大臣に意見を述べること
- (3) その他

4. その他

委員会は原則公開とする。